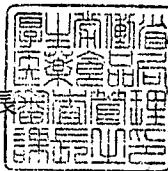


各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



薬局製造販売医薬品の取扱いについて

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第22条の規定に基づき、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において販売又は授与することができる医薬品に係る承認・許可等に関する、今般、その取扱い方法を下記のとおり定めたので、貴職におかれでは本件につき御了知の上、貴管内関係企業及び関係団体に周知を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう期されたい。

記

1. 薬局製造販売医薬品

（1）品目

薬局製造販売医薬品（以下「薬局製剤」という。）とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、昭和55年10月9日付け薬発第1337号薬務局長通知「薬局製剤の承認・許可に関する取扱いについて」（平成8年3月28日一部改正）に基づく394品目（別紙1及び別紙2）を指すものであること。

（2）販売方法等

薬局製剤については、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与するものであること。

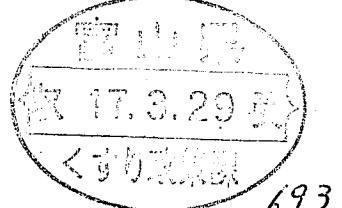
このため、薬局製剤を製造した当該薬局以外の他の薬局又は店舗で販売してはならないこと。

2. 製造販売承認等

（1）承認の要否

薬局製剤394品目のうち、385品目（別紙1）については都道府県知事による薬局ごとの製造販売承認を要すること。

これ以外の9品目（別紙2）については、製造販売承認が不要であること。この場合、薬局ごとに都道府県知事にあらかじめ製造販売の届出を行う必要があること。



(2) 製造販売承認申請書

薬局製剤の製造販売承認申請書については、その名称を「薬局製剤製造販売承認申請書」とするなど、各都道府県において適宜、規則様式第22(1)を変更して差し支えないこと。

また、当該申請書に記載することとされている「成分及び分量又は本質」、「製造方法」、「効能又は効果」、「貯蔵方法及び有効期間」及び「規格及び試験方法」については、「薬局製剤指針による」と記載して差し支えないこと。

また、当該申請書に記載することとされている「原薬の製造所」については、省略して差し支えないこと。この場合であっても、製造販売しようとする薬局製剤の製造のために購入する当該製剤の原薬の製造所を把握しておくよう指導すること。

(3) 承認書

薬局ごとに製造販売承認することとしたことに伴い、薬局製剤の承認書については、薬局ごとに交付すること。

なお、承認書には承認取得者の氏名等とは別に、当該薬局の名称及び所在地を明記すること。

(4) 承認不要品目に係る製造販売届書

承認不要品目に係る薬局製剤の製造販売届書については、その名称を「薬局製剤製造販売届書」とするなど、各都道府県において適宜、規則様式第39(1)を変更して差し支えないこと。

また、当該届書に記載することとされている「成分及び分量又は本質」、「製造方法」、「効能又は効果」、「貯蔵方法及び有効期間」及び「規格及び試験方法」については、「薬局製剤指針による」と記載して差し支えないこと。

また、当該届書に記載することとされている「原薬の製造所」については、省略して差し支えないこと。この場合であっても、製造販売しようとする薬局製剤の製造のために購入する当該製剤の原薬の製造所を把握しておくよう指導すること。

なお、施行日前に薬局製剤の製造業許可を受けている薬局であって、施行日時点において、薬局製剤の製造販売業許可を受けたものとみなされるものについて、製造販売する薬局製剤のうち、承認不要品目に係る薬局製剤の届出は不要であること。

(5) 製造管理又は品質管理の方法

薬局製剤の製造販売承認においては、第14条第2項第4号の規定に基づく「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則」(平成16年厚生労働省令第179号)は適用しないこと。

(6) 承認の承継

薬局製剤については、薬局ごとに製造販売承認が必要であるとともに、当該薬局の開設者が変更となる場合は新規の開設許可が必要となることから、薬局製剤については、製造販売承認の承継は想定されないこと。

(7) 新規薬局開設許可の場合の取扱い

薬局製剤については、薬局ごとに承認を与えることとしたことから、薬局の移転、薬局の構造設備の改廃等により、新たに薬局の開設許可を要する場合には、薬局製剤の製造販売承認についても、新たに取得する必要があること。

また、薬局の許可を廃止する場合においては、当該薬局の許可の廃止の際に併せて当該薬局における薬局製剤の承認整理を行うよう指導すること。

(8) 製造販売業を行う旨の届出

薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条の規定により、現に改正法による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)第12条の許可を受けている者であって、新法第12条の許可を

受けたものとみなされるものは、新法の施行の日（平成17年4月1日）後、旧法による許可に係る品目の製造販売を行おうとするときは、都道府県知事にその旨を届けることとされているが、薬局製剤に関しては、各都道府県知事において薬局製剤の製造販売を行う薬局の所在地等を把握していることから、この届出は不要であること。

3. 製造販売業許可

(1) 薬局ごとの許可

製造販売業許可制度の導入に伴い、薬局製剤を製造販売する場合においても、製造販売業の許可が必要となり、当該許可は都道府県知事が薬局ごとに与えるものであること

(2) 許可の基準

薬局製剤の製造販売業許可においては、第12条の2第1号及び第2号の規定に基づく「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第136号）及び「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第135号）は適用しないこと。

(3) 複数許可の取得

通常の製造販売業とは異なり、同一の者が複数の薬局における薬局製剤の製造販売業許可を受けることができること

(4) 許可申請書及び許可証

薬局製剤の製造販売業許可（更新）申請書及び製造販売業許可証については、その名称を「薬局製剤製造販売業許可（更新）申請書」又は「薬局製剤製造販売業許可証」とするなど、各都道府県において適宜、規則様式第9、第11又は第10（1）を変更して差し支えないこと。

(5) 新規薬局開設許可の場合の取扱い

薬局製剤については、薬局ごとに製造販売の許可を与えることとしたことから、薬局の移転、薬局の構造設備の改廃等により、新たに薬局の開設許可を要する場合には、薬局製剤の製造販売業許可についても、新たに取得する必要があること。

(6) 許可の有効期間

薬局製剤の製造販売業許可の更新については、新法第12条第2項に基づく令第3条により、その許可の有効期間は6年としたこと。

4. 製造業許可

(1) 薬局ごとの許可

薬局製剤の製造業許可については、これまでどおり、都道府県知事が薬局ごとに与えるものであること。

(2) 許可の基準

薬局製剤の製造業許可においては、薬局等構造設備規則第11条が適用されるものであること。

(3) 許可区分

薬局製剤については、規則第26条第1項第4号の許可の区分のほか、同条同項第3号の許可の区分（無菌医薬品の製造工程）が必要となるものもあるが、薬局製剤の製造業許可においては、これらの区分の許可を一括して与えて差し支えないこと。この場合、薬局製剤の製造業許可申請

書及び製造業許可証に記載することとされている、「許可の区分」については、「薬局製剤」など適宜、記載させ、又は記載すること。

(4) 許可申請書及び許可証

薬局製剤の製造業許可（更新）申請書及び製造業許可証については、その名称を「薬局製剤製造業許可申請書」又は「薬局製剤製造業許可証」とするなど、適宜、規則様式第12、第14又は第13を変更して差し支えないこと。

(5) 許可の有効期間

薬局製剤の製造業許可の更新については、新法第13条第3項に基づく令第10条により、その許可の有効期間は従来どおり6年であること。

5. 管理者

(1) 薬局製剤の製造管理者については、薬局等構造設備規則第11条の規定を踏まえ、薬局管理者が兼務すること。

(2) 薬局製剤の総括製造販売責任者については、当該薬局製剤の製造販売を行う薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから選任すること。

なお、同一の者が当該薬局における総括製造販売責任者、製造管理者及び薬局の管理者を兼務できること。

6. 経過措置等

(1) 現に薬局製剤製造業許可を取得している者の取扱い

新法の施行の際現に薬局製剤に係る製造業許可を取得している者は、施行日時点において当該許可を取得している薬局ごとに薬局製剤の製造業及び製造販売業の許可を受けたものとみなされること。

(2) 現に薬局製剤製造承認を取得している者の取扱い

新法の施行の際現に薬局製剤の製造承認を取得している者は、施行日時点において当該承認取得者の開設する薬局ごとに薬局製剤の製造販売承認を受けたものとみなされること。

なお、この場合において、薬局製剤の製造承認書については、製造業及び製造販売業の許可を受けたものとみなされる薬局ごとに、当該承認書又はその写しを備え付けるよう指導すること。

(3) 出荷品の表示

新法の施行の際現に存する薬局製剤で、その容器・被包又は添付文書に旧法の規定に適合する表示がされているものについては、施行日から起算して2年間は、引き続き、旧法の規定に適合する表示がされているかぎり、新法の規定に適合する表示がされているものとみなされること。

(4) 表示済み包装資材の取扱い

薬局製剤の容器・被包又は添付文書であって、新法の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がされているものが、施行日から起算して1年以内に薬局製剤の容器・被包又は添付文書として使用されたときは、施行日から起算して2年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなされること。

(5) 施行前の承認・許可申請がなされたものの取扱い

新法の施行前にされた薬局製剤に係る承認・許可申請であって、施行の際、承認・許可をする

かどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例によること。

また、この場合において、新法の施行の日後に承認・許可がなされたものについては、新法における薬局製剤に係る承認、製造業又は製造販売業の許可を受けたものとみなされること。

なお、この場合における薬局製剤の承認及び製造販売業許可については、当該薬局製剤を施行日時点における当該申請者が開設する薬局ごとに、当該薬局製剤の製造販売承認及び製造販売業許可を受けたものとみなされること。

(6) 事前申請

薬局製剤の製造業・製造販売業・製造販売承認について、施行日前に事前申請することができるること。

(7) 許可の更新

薬局製剤の許可の更新についても、平成16年12月10日薬食審査発第121001号医薬食品局審査管理課長通知「薬事法の改正に伴う医薬品等の製造業許可更新の取扱いについて」に準じて取り扱って差し支えないこと。

なお、この場合、当該通知の記の1中「5年」とあるのは「6年」と読み替えるものとすること。

(8) 承認書記載整備の届出

薬局製剤については、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）附則第3条に基づく届出は不要であること。

7. その他

(1) 薬局製剤の販売名

新法の施行後に承認を取得しようとする薬局製剤の販売名については、同一の処方番号の製剤であっても、承認を取得する薬局ごとに異なる販売名にすること。

なお、施行日時点において薬局製剤の製造販売承認を受けたものとみなされるものの販売名については、適宜、承認を取得する薬局ごとに異なる販売名とするよう指導すること。

この場合及び薬局の名称変更に伴う薬局製剤の名称変更については、軽微変更届出の対象として差し支えないこと。

(2) 直接の容器・被包への記載事項

薬局製剤の直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない「製造販売業者の住所」については、薬局製剤を製造販売する「薬局の所在地」を記載すること。

(3) 承認番号及び許可番号

承認番号及び許可番号については、平成17年1月17日付け薬食安発第0117001号「製造販売業を行う旨の届出等について」における「製造販売業許可番号付番にあたっての基本的考え方」を参考にするなどして、適宜、各都道府県において付番すること。

(4) 許可証の掲示

薬局製剤を製造販売する薬局においては、製造販売業許可証、製造業許可証及び薬局開設許可証を掲示しなければならないこと。

なお、新法の施行の際に薬局製剤に係る製造業許可を取得している薬局においては、新法の施行の日後に初めて製造販売業許可を更新するまでの間は、製造業許可証及び承認書又はその写しを掲示することにより、製造販売業許可証の掲示がなされているものとみなされること。

(別紙1) 製造販売を要する薬局製造販売医薬品

	薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号
1	催眠鎮静薬 1 -①	55	胃腸薬 7 -①
2	催眠鎮静薬 2 -①	56	胃腸薬 8 -②
3	催眠鎮静薬 3 -①	57	胃腸薬 9 -①
4	鎮暈薬 1 -①	58	胃腸薬 10 -②
5	解熱鎮痛薬 1 -①	59	胃腸薬 11 -①
6	解熱鎮痛薬 2 -②	60	胃腸薬 12 -②
7	解熱鎮痛薬 4 -②	61	胃腸薬 13
8	かぜ薬 1 -②	62	胃腸薬 14
9	かぜ薬 6 -①	63	胃腸薬 15
10	解熱鎮痛薬 6 -②	64	胃腸薬 16
11	解熱鎮痛薬 7 -①	65	胃腸薬 17 -①
12	解熱鎮痛薬 8 -①	66	胃腸薬 18 -①
13	解熱鎮痛薬 9 -①	67	胃腸薬 19 -②
14	かぜ薬 7 -①	68	胃腸薬 20
15	かぜ薬 3 -③	69	胃腸薬 21
16	かぜ薬 2 -①	70	胃腸薬 22
17	かぜ薬 9	71	胃腸薬 23 -①
18	かぜ薬 4 -②	72	胃腸薬 24 -②
19	かぜ薬 5 -②	73	胃腸薬 25 -②
20	眼科用薬 1 -①	74	胃腸薬 26 -①
21	耳鼻科用薬 1 -①	75	胃腸薬 27 -②
22	抗ヒスタミン薬 1 -②	76	胃腸薬 28 -①
23	抗ヒスタミン薬 2 -①	77	胃腸薬 29 -①
24	抗ヒスタミン薬 3 -①	78	胃腸薬 30 -①
25	抗ヒスタミン薬 4 -①	79	胃腸薬 31 -②
26	抗ヒスタミン薬 5 -①	80	胃腸薬 32 -②
27	血圧降下薬 1	81	胃腸薬 33
28	鎮咳去痰薬 1 -①	82	胃腸薬 34 -①
29	鎮咳去痰薬 2 -①	83	胃腸薬 35 -①
30	鎮咳去痰薬 3 -①	84	胃腸薬 36 -①
31	鎮咳去痰薬 4 -②	85	胃腸薬 37 -①
32	鎮咳去痰薬 5 -②	86	胃腸薬 38 -①
33	鎮咳去痰薬 6 -①	87	外用痔疾用薬 1
34	鎮咳去痰薬 7 -①	88	外用痔疾用薬 2
35	鎮咳去痰薬 8 -①	89	外用痔疾用薬 3
36	鎮咳去痰薬 9 -①	90	外皮用薬 1
37	鎮咳去痰薬 10 -①	91	外皮用薬 2
38	鎮咳去痰薬 11 -①	92	外皮用薬 3
39	鎮咳去痰薬 12 -②	93	外皮用薬 4
40	鎮咳去痰薬 13 -②	94	外皮用薬 5
41	鎮咳去痰薬 14 -①	95	外皮用薬 6
42	吸入剤 1	96	外皮用薬 7
43	吸入剤 2	97	外皮用薬 8 -②
44	歯科口腔用薬 1	98	外皮用薬 9 -①
45	歯科口腔用薬 2	99	外皮用薬 10
46	歯科口腔用薬 3 -①	100	外皮用薬 11 -①
47	歯科口腔用薬 4	101	外皮用薬 12
48	歯科口腔用薬 5	102	外皮用薬 13
49	胃腸薬 1 -①	103	外皮用薬 14 -①
50	胃腸薬 2 -②	104	外皮用薬 15
51	胃腸薬 3 -②	105	外皮用薬 16 -①
52	胃腸薬 4 -②	106	外皮用薬 17
53	胃腸薬 5 -①	107	外皮用薬 18 -①
54	胃腸薬 6 -②	108	外皮用薬 19

	薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号
109	外皮用薬 20 -①	165	その他 1 -①
110	外皮用薬 21 -①	166	かぜ薬 8 -①
111	外皮用薬 22 -①	167	解熱鎮痛薬 10
112	外皮用薬 23	168	解熱鎮痛薬 11 -①
113	外皮用薬 24 -①	169	ビタミン主薬製剤 1 -①
114	外皮用薬 25 -①	170	ビタミン主薬製剤 2 -①
115	外皮用薬 26	171	ビタミン主薬製剤 3 -①
116	外皮用薬 27 -①	172	ビタミン主薬製剤 4 -①
117	外皮用薬 28	173	ビタミン主薬製剤 5 -①
118	外皮用薬 29 -①	174	K 1
119	外皮用薬 30 -②	175	K 1 -①
120	外皮用薬 31 -①	176	K 2
121	外皮用薬 32 -①	177	K 3
122	外皮用薬 33 -①	178	K 4
123	外皮用薬 34 -①	179	K 5
124	外皮用薬 35 -①	180	K 5 -①
125	外皮用薬 36 -①	181	K 6
126	外皮用薬 37 -①	182	K 7
127	外皮用薬 38 -①	183	K 8
128	外皮用薬 39	184	K 9
129	外皮用薬 40 -②	185	K 10
130	外皮用薬 41 -②	186	K 11
131	外皮用薬 42 -①	187	K 11 -①
132	外皮用薬 43 -②	188	K 12
133	外皮用薬 44	189	K 13
134	外皮用薬 45	190	K 13 -①
135	外皮用薬 46	191	K 14
136	外皮用薬 47	192	K 15
137	外皮用薬 48	193	K 16
138	外皮用薬 49	194	K 17
139	外皮用薬 50	195	K 18
140	外皮用薬 51 -①	196	K 19
141	外皮用薬 52	197	K 20
142	外皮用薬 53 -①	198	K 21
143	外皮用薬 54 -①	199	K 22
144	外皮用薬 55 -①	200	K 23
145	外皮用薬 56	201	K 24
146	外皮用薬 57 -①	202	K 25
147	外皮用薬 58 -②	203	K 26
148	外皮用薬 59 -①	204	K 26 -①
149	外皮用薬 60 -①	205	K 27
150	外皮用薬 61 -①	206	K 28
151	外皮用薬 62 -①	207	K 29
152	外皮用薬 63	208	K 30
153	外皮用薬 64 -①	209	K 31
154	外皮用薬 65	210	K 32
155	外皮用薬 66	211	K 33
156	外皮用薬 67 -①	212	K 34
157	外皮用薬 68 -②	213	K 35
158	外皮用薬 69 -①	214	K 36
159	外皮用薬 70 -②	215	K 36 -①
160	外皮用薬 71 -①	216	K 37
161	鎮暈薬 2 -①	217	K 38
162	驅虫薬 1 -①	218	K 39
163	驅虫薬 2 -①	219	K 40
164	ビタミン主薬製剤 6	220	K 41

	薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号
221	K 42	277	K 93
222	K 43	278	K 94
223	K 44	279	K 95
224	K 45	280	K 96
225	K 46	281	K 97
226	K 47	282	K 98
227	K 48	283	K 99
228	K 49	284	K 100
229	K 50	285	K 101
230	K 51	286	K 101 -①
231	K 52	287	K 102
232	K 52 -①	288	K 103
233	K 53	289	K 104
234	K 54	290	K 105
235	K 55	291	K 106
236	K 56	292	K 107
237	K 57	293	K 108
238	K 58	294	K 109
239	K 59	295	K 110
240	K 60	296	K 111
241	K 61	297	K 112
242	K 62	298	K 113
243	K 63	299	K 114
244	K 63 -①	300	K 115
245	K 64	301	K 115 -①
246	K 65	302	K 116
247	K 66	303	K 117
248	K 67	304	K 118
249	K 68	305	K 119
250	K 69	306	K 120
251	K 70	307	K 121
252	K 71	308	K 122
253	K 72	309	K 123
254	K 72 -①	310	K 124
255	K 73	311	K 125
256	K 74	312	K 126
257	K 74 -①	313	K 127
258	K 75	314	K 128
259	K 76	315	K 129
260	K 77	316	K 130
261	K 78	317	K 131
262	K 79	318	K 132
263	K 80	319	K 133
264	K 81	320	K 134
265	K 82	321	K 135
266	K 83	322	K 136
267	K 84	323	K 137
268	K 85	324	K 138
269	K 86	325	K 139
270	K 87	326	K 140
271	K 88	327	K 141
272	K 88 -①	328	K 142
273	K 89	329	K 143
274	K 90	330	K 144
275	K 91	331	K 144 -①
276	K 92	332	K 145

	薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号
333	K 146	360	K 169
334	K 147	361	K 170
335	K 147 -①	362	K 171
336	K 148	363	K 172
337	K 149	364	K 173
338	K 150	365	K 174
339	K 151	366	K 175
340	K 152	367	K 176
341	K 153	368	K 177
342	K 154	369	K 178
343	K 155	370	K 179
344	K 155 -①	371	K 180
345	K 156	372	K 181
346	K 157	373	K 182
347	K 157 -①	374	K 182 -①
348	K 158	375	K 183
349	K 159	376	K 184
350	K 160	377	K 185
351	K 160 -①	378	K 186
352	K 161	379	K 187
353	K 162	380	K 188
354	K 163	381	K 189
355	K 164	382	K 190
356	K 165	383	K 191
357	K 166	384	K 192
358	K 167	385	K 192 -①
359	K 168		

(別紙2) 製造販売を要しない薬局製造販売医薬品

1	日本薬局方 吸水軟膏
2	日本薬局方 親水軟膏
3	日本薬局方 精製水
4	日本薬局方 単軟膏
5	日本薬局方 白色軟膏
6	日本薬局方 ハッカ水
7	日本薬局方 マクロゴール軟膏
8	日本薬局方 加水ラノリン
9	日本薬局方 親水ワセリン

様式第九（第十九条関係）

收入
証紙

藥局製劑製造販賣業許可申請書

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
許可の種類				
総括製造販売責任者 を含む) の欠格条項	氏名		資格	薬剤師免許登録年月日 年 月 日 同番号第
	住所			
申請者 (法人にあつて は、その業務を行つ る役員)	(1)法75条第1項の規定によりを取り消されたこと			
	(2)禁錮以上の刑に処せられたれたこと			
	(3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと			
	(4)後見開始の審判を受けていること			
		薬局開設許可年月日	年 月 日	
		許可番号	第	

上記により、薬局製剤製造販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

(TEL・FAX

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 1 「主たる機能を有する事務所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。

2 「主たる機能を有する事務所の所在地」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。

3 「許可の種類」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。

4 「総括製造販売責任者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。

5 「申請者の欠格条項」欄の（1）欄から（4）までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、（1）欄にはその理由及び年月日を、（2）欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、（3）欄にはその違反の事実及び年月日を、（4）欄には「ある」と記載して下さい。

6 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第十一（第二十三条関係）

収入
証紙

薬局製剤製造販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日				
主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
許可の種類				
総括製造販売責任者	氏名		資格	薬剤師免許登録年月日 年 月 日 同番号第
	住所			
申請者は、その業務を行なう役員の欠格条項を含む。	(1)法75条第1項の規定によりを取り消されたこと			
	(2)禁錮以上の刑に処せられたれたこと			
	(3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと			
	(4)後見開始の審判を受けていること			
		薬局開設許可年月日	年 月 日	
		許可番号	第	号

上記により、薬局製剤製造販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

(TEL・FAX)

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 1 「主たる機能を有する事務所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
- 2 「主たる機能を有する事務所の所在地」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
- 3 「許可の種類」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 4 「総括製造販売責任者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
- 5 「申請者の欠格条項」欄の（1）欄から（4）までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、（1）欄にはその理由及び年月日を、（2）欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、（3）欄にはその違反の事実及び年月日を、（4）欄には「ある」と記載して下さい。
- 6 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第十三（第二十五条関係）

收入
証紙

藥局製劑製造業許可申請書

製造所の名称			
製造所の所在地			
許可の区分			
製造所の構造設備の概要	薬局等構造設備規則第11条のとおり		
管理者又は 責任技術者	氏名		資格 薬剤師免許登録年月日 同番号第 年 月 日
申請者は、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	住所		
(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと			
(2)禁錮以上の刑に処せられたこと			
(3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと			
(4)後見開始の審判を受けていること			
備考	開設許可年月日	年	月 日
	許可番号	第	

上記により、薬局製剤製造業の許可を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

(TEL・FAX

富山県知事 石井 隆一 殿
(注意)

- 1 「製造所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
2 「製造所の所在地場所」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
3 「許可の区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
4 「管理者又は責任技術者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
5 「申請者の欠格条項」欄の（1）欄から（4）までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、（1）欄にはその理由及び年月日を、（2）欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、（3）欄にはその違反の事実及び年月日を、（4）欄には「ある」と記載して下さい。
6 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第十四（第三十条関係）

収入
証紙

薬局製剤製造業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
製造所の名称			
製造所の所在地			
許可の区分			
製造所の構造設備の概要	薬局等構造設備規則第11条のとおり		
管理者又は 責任技術者	氏名	資格	薬剤師免許登録年月日 年月日 同番号第
	住 所		
申請者は、その業務を行う役員を含む。(法人にあつては、その業務を行つてゐる欠格条項)	(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(4)後見開始の審判を受けていること		
備考	開設許可年月日 許可番号	年月日 第	年月日 号

上記により、薬局製剤製造業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

名 称 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

(TEL・FAX)

富山県知事 石井 隆一 殿
(注意)

- 1 「製造所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
- 2 「製造所の所在地場所」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
- 3 「許可の区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 4 「管理者又は責任技術者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
- 5 「申請者の欠格条項」欄の(1)欄から(4)までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にはその理由及び年月日を、(2)欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にはその違反の事実及び年月日を、(4)欄には「ある」と記載して下さい。
- 6 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第二十二（一）（第三十八条関係）

収入
証紙

薬局製剤製造販売承認申請書

名	一般的名称			
称	販売名	別紙のとおり		
成分及び分量又は本質		薬局製剤指針による		
製造方法		同上		
用法及び用量		同上		
効能又は効果		同上		
貯蔵方法及び有効期間		同上		
規格及び試験方法		同上		
製造販売する品目の 製造所	名称	所在地	許可区分又は 認定区分	許可番号又は 認定番号
原薬の製造所	名称	所在地	許可区分又は 認定区分	許可番号又は 認定番号
備考	薬局の名称 許可年月日 年 月 日 許可番号			

上記により、薬局製剤の製造販売の承認を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 1 「一般的名称」欄は記入する必要ありません。
- 2 「製造販売する品目の製造所」欄の「許可区分又は認定区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 3 「原薬の製造所」欄は記入する必要はありません。
- 4 「備考」欄には、薬局の名称、薬局の許可番号、許可年月日を記載して下さい。
- 5 別紙の「左記品目の販売名」欄の1行目には、薬局の名称等該当する名称を記載して下さい。

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
1	催眠鎮静薬 1-①	催眠剤 1号A
2	催眠鎮静薬 2-①	鎮静剤 1号A
3	催眠鎮静薬 3-①	催眠剤 2号A
4	鎮暈薬 1-①	よい止め 1号
5	解熱鎮痛薬 1-①	解熱鎮痛剤 1号
6	解熱鎮痛薬 2-②	解熱鎮痛剤 8号
7	解熱鎮痛薬 4-②	解熱鎮痛剤 9号
8	かぜ薬 1-②	感冒剤 1号A
9	かぜ薬 6-①	こども感冒剤 1号A
10	解熱鎮痛薬 6-②	解熱鎮痛剤 5号A
11	解熱鎮痛薬 7-①	解熱鎮痛剤 2号A
12	解熱鎮痛薬 8-①	解熱鎮痛剤 3号A
13	解熱鎮痛薬 9-①	解熱鎮痛剤 4号A
14	かぜ薬 7-①	こども感冒剤 2号A
15	かぜ薬 3-③	感冒剤 3号A
16	かぜ薬 2-①	感冒剤 9号A
17	かぜ薬 9	感冒剤 2号A
18	かぜ薬 4-②	感冒剤 12号A
19	かぜ薬 5-②	感冒剤 13号A
20	眼科用薬 1-①	硫酸亜鉛点眼液
21	耳鼻科用薬 1-①	ナファゾリン・クロルフェニラミン液
22	抗ヒスタミン薬 1-②	アレルギー用剤 4号
23	抗ヒスタミン薬 2-①	アレルギー用剤 3号
24	抗ヒスタミン薬 3-①	鼻炎散 1号
25	抗ヒスタミン薬 4-①	アレルギー用剤 2号A
26	抗ヒスタミン薬 5-①	鼻炎散 2号
27	血圧降下薬 1	レセルビン散
28	鎮咳去痰薬 1-①	鎮咳去痰剤 1号
29	鎮咳去痰薬 2-①	鎮咳去痰剤 10号
30	鎮咳去痰薬 3-①	鎮咳去痰剤 11号
31	鎮咳去痰薬 4-②	鎮咳去痰剤 13号
32	鎮咳去痰薬 5-②	鎮咳去痰剤 14号
33	鎮咳去痰薬 6-①	鎮咳去痰剤 6号
34	鎮咳去痰薬 7-①	鎮咳去痰剤 7号
35	鎮咳去痰薬 8-①	鎮咳去痰剤 8号
36	鎮咳去痰薬 9-①	鎮咳去痰剤 9号
37	鎮咳去痰薬 10-①	鎮咳去痰剤 3号A
38	鎮咳去痰薬 11-①	鎮咳去痰剤 2号A
39	鎮咳去痰薬 12-②	鎮咳去痰剤 5号A
40	鎮咳去痰薬 13-②	こどもせき止め 1号
41	鎮咳去痰薬 14-①	アンモニア・ウキヨウ精
42	吸入剤 1	吸入剤 1号
43	吸入剤 2	吸入剤 2号
44	歯科口腔用薬 1	ピオクタニン液
45	歯科口腔用薬 2	ミョウバン水
46	歯科口腔用薬 3-①	複方ヨード・グリセリン
47	歯科口腔用薬 4	プロテイン銀液
48	歯科口腔用薬 5	ジブカイン・アネスタミン液
49	胃腸薬 1-①	複方ロートエキス・ジアスター ^セ 散
50	胃腸薬 2-②	胃腸鎮痛剤 2号A

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
5 1	胃腸薬 3 -②	胃腸鎮痛剤 3 号 A
5 2	胃腸薬 4 -②	胃腸鎮痛剤 4 号 A
5 3	胃腸薬 5 -①	健胃消化剤 1 号 A
5 4	胃腸薬 6 -②	胃腸鎮痛剤 5 号 A
5 5	胃腸薬 7 -①	センブリ・重曹散
5 6	胃腸薬 8 -②	胃腸鎮痛剤 6 号 A
5 7	胃腸薬 9 -①	塩酸リモナーデ
5 8	胃腸薬 10 -②	胃腸鎮痛剤 7 号 A
5 9	胃腸薬 11 -①	胃腸鎮痛剤 1 号
6 0	胃腸薬 12 -②	健胃剤 2 号 A
6 1	胃腸薬 13	便秘薬
6 2	胃腸薬 14	複方ダ・イオウ・センナ散
6 3	胃腸薬 15	フェノパリン・マグネシア散
6 4	胃腸薬 16	硫酸マグネシウム水
6 5	胃腸薬 17 -①	便秘薬 2 号
6 6	胃腸薬 18 -①	下痢止め 5 号
6 7	胃腸薬 19 -②	下痢止め 6 号 A
6 8	胃腸薬 20	下痢止め 3 号
6 9	胃腸薬 21	下痢止め 4 号
7 0	胃腸薬 22	オカバク・タングルビン・ビスマス散
7 1	胃腸薬 23 -①	健胃剤 1 号
7 2	胃腸薬 24 -②	健胃消化剤 3 号 A
7 3	胃腸薬 25 -②	健胃消化剤 4 号 A
7 4	胃腸薬 26 -①	複方ジアスター・重曹散
7 5	胃腸薬 27 -②	健胃消化剤 5 号 A
7 6	胃腸薬 28 -①	ロートエキス・重曹・ケイ酸アルミニウム散
7 7	胃腸薬 29 -①	複方ロートエキス・水酸化アルミニウム散
7 8	胃腸薬 30 -①	ロートエキス散
7 9	胃腸薬 31 -②	健胃剤 3 号 A
8 0	胃腸薬 32 -②	ガゼュツ・三黄散
8 1	胃腸薬 33	トウヒシロップ
8 2	胃腸薬 34 -①	制酸剤 1 号
8 3	胃腸薬 35 -①	制酸剤 2 号
8 4	胃腸薬 36 -①	制酸剤 3 号
8 5	胃腸薬 37 -①	制酸剤 4 号
8 6	胃腸薬 38 -①	整腸剤 1 号
8 7	外用痔疾用薬 1	ヘモ坐剤 1 号
8 8	外用痔疾用薬 2	ヘモ坐剤 2 号
8 9	外用痔疾用薬 3	ヘモ軟膏 1 号
9 0	外皮用薬 1	塩化ペソザルコニウム液
9 1	外皮用薬 2	塩化ペソゼトニウム液
9 2	外皮用薬 3	アクリノール液
9 3	外皮用薬 4	マーキュロクロム液
9 4	外皮用薬 5	クレゾール水
9 5	外皮用薬 6	希ヨードチンキ
9 6	外皮用薬 7	消毒用エタノール
9 7	外皮用薬 8 -②	アクリノール・ハネー
9 8	外皮用薬 9 -①	塩化アルミニウム・ペソザルコニウム液
9 9	外皮用薬 10	ピオクタニン・Z・W軟膏
1 0 0	外皮用薬 11 -①	A・E・P軟膏

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
101	外皮用薬 12	アクリノール・チング油
102	外皮用薬 13	複方アクリノール・チング油
103	外皮用薬 14 -①	コーチ・Hクリーム
104	外皮用薬 15	R・M軟膏
105	外皮用薬 16 -①	スルフ・Z軟膏
106	外皮用薬 17	アクリノール・亜鉛華軟膏
107	外皮用薬 18 -①	複方カリチル酸メチル精
108	外皮用薬 19	複方ヨード・トウガラシ精
109	外皮用薬 20 -①	コーチ・P軟膏
110	外皮用薬 21 -①	パップ用複方オバク散
111	外皮用薬 22 -①	U 10・ローション
112	外皮用薬 23	G L・P・Z液
113	外皮用薬 24 -①	フェノール・亜鉛華リメント
114	外皮用薬 25 -①	ジフェンヒドラミン・フェノール・亜鉛華リメント
115	外皮用薬 26	チング油
116	外皮用薬 27 -①	B・D液
117	外皮用薬 28	亜鉛華軟膏
118	外皮用薬 29 -①	A・E・Z・P軟膏
119	外皮用薬 30 -②	インドメタシン外用液
120	外皮用薬 31 -①	コーチ・M軟膏
121	外皮用薬 32 -①	コーチ・V軟膏
122	外皮用薬 33 -①	コーチ・グリチ・M軟膏
123	外皮用薬 34 -①	コーチ・Z・G T・V軟膏
124	外皮用薬 35 -①	コーチ・Z・Hクリーム
125	外皮用薬 36 -①	ヒドロコルチゾン・ジフェンヒドラミン軟膏
126	外皮用薬 37 -①	B・Z・Aクリーム
127	外皮用薬 38 -①	B・Z・M軟膏
128	外皮用薬 39	チング油・Z軟膏
129	外皮用薬 40 -②	トルナフトート液
130	外皮用薬 41 -②	ハクセン・P軟膏
131	外皮用薬 42 -①	R・D・Z軟膏
132	外皮用薬 43 -②	コーチ・グリチ・Hクリーム
133	外皮用薬 44	亜鉛華デンプン
134	外皮用薬 45	サリチル・ミョウバン散
135	外皮用薬 46	サリチ・レゾルビン液
136	外皮用薬 47	複方チアントール・サリチル酸液
137	外皮用薬 48	サリチル酸精
138	外皮用薬 49	複方サリチル酸精
139	外皮用薬 50	ヨード・サリチル酸・フェノール精
140	外皮用薬 51 -①	サリチ・V軟膏
141	外皮用薬 52	イオウ・サリチル酸・チアントール軟膏
142	外皮用薬 53 -①	ハクセン・V軟膏
143	外皮用薬 54 -①	ハクセン・Z軟膏
144	外皮用薬 55 -①	クロトリマゾール・M軟膏
145	外皮用薬 56	複方ペンゼンヒドリウム・タルク散
146	外皮用薬 57 -①	グリセリンカリ液
147	外皮用薬 58 -②	D・コーチ・Hクリーム
148	外皮用薬 59 -①	ステアリン酸・グリセリンクリーム
149	外皮用薬 60 -①	コーチ・Z軟膏
150	外皮用薬 61 -①	E・V軟膏

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
151	外皮用薬 62-①	U・E・Hクリーム
152	外皮用薬 63	クロラール・サリチル酸精
153	外皮用薬 64-①	トウガラシ・サリチル酸精
154	外皮用薬 65	サリチル酸・フェノール軟膏
155	外皮用薬 66	イオウ・カンフルローション
156	外皮用薬 67-①	U・Hクリーム
157	外皮用薬 68-②	イントメタシン・M軟膏
158	外皮用薬 69-①	デキサメタゾン・P軟膏
159	外皮用薬 70-②	デキサメタゾン・Hクリーム
160	外皮用薬 71-①	皮膚消毒液
161	鎮暈薬 2-①	よい止め2号
162	驅虫薬 1-①	カイニン酸・サントニン散
163	驅虫薬 2-①	サントニン散
164	ビタミン主薬製剤 6	混合ビタミン剤5号
165	その他 1-①	内服用皮膚剤1号A
166	かぜ薬 8-①	感冒剤14号A
167	解熱鎮痛薬 10	解熱鎮痛剤6号
168	解熱鎮痛薬 11-①	解熱鎮痛剤7号A
169	ビタミン主薬製剤 1-①	混合ビタミン剤2号A
170	ビタミン主薬製剤 2-①	混合ビタミン剤3号A
171	ビタミン主薬製剤 3-①	混合ビタミン剤1号
172	ビタミン主薬製剤 4-①	混合ビタミン剤4号
173	ビタミン主薬製剤 5-①	ニンジン・E散
174	K 1	安中散料
175	K 1-①	安中散
176	K 2	冒風湯
177	K 3	胃苓湯
178	K 4	茵陳蒿湯
179	K 5	茵陳五苓散料
180	K 5-①	茵陳五苓散
181	K 6	温経湯
182	K 7	温清飲
183	K 8	温胆湯
184	K 9	黄耆建中湯
185	K 10	黄芩湯
186	K 11	心鐘散料
187	K 11-①	心鐘散
188	K 12	黄連阿膠湯
189	K 13	黄連解毒湯
190	K 13-①	黄連解毒散
191	K 14	黄連湯
192	K 15	乙字湯
193	K 16	化食養脾湯
194	K 17	藿香正氣散
195	K 18	葛根黄連黄芩湯
196	K 19	葛根紅花湯
197	K 20	葛根湯
198	K 21	葛根湯加川芎辛夷
199	K 22	加味温胆湯
200	K 23	加味帰脾湯

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
201	K 24	加味逍遙散
202	K 25	加味逍遙散合四物湯
203	K 26	乾姜人参半夏丸料
204	K 26-①	乾姜人参半夏丸
205	K 27	甘草瀉心湯
206	K 28	甘草湯
207	K 29	甘麦大棗湯
208	K 30	桔梗湯
209	K 31	帰者建中湯
210	K 32	帰脾湯
211	K 33	芎帰膠艾湯
212	K 34	芎帰調血飲
213	K 35	芎帰調血飲第一加減
214	K 36	響声破笛丸料
215	K 36-①	響声破笛丸
216	K 37	杏蘇散
217	K 38	苦參湯
218	K 39	驅風解毒湯
219	K 40	荊芥連翹湯
220	K 41	桂枝加黃耆湯
221	K 42	桂枝加葛根湯
222	K 43	桂枝加厚朴杏仁湯
223	K 44	桂枝加芍藥生姜人参湯
224	K 45	桂枝加芍藥大黃湯
225	K 46	桂枝加芍藥湯
226	K 47	桂枝加朮附湯
227	K 48	桂枝加龍骨牡蠣湯
228	K 49	桂枝加芩朮附湯
229	K 50	桂枝湯
230	K 51	桂枝人参湯
231	K 52	桂枝茯苓丸料
232	K 52-①	桂枝茯苓丸
233	K 53	桂枝茯苓丸料加薏苡仁
234	K 54	啓脾湯
235	K 55	荊防敗毒散
236	K 56	桂麻各半湯
237	K 57	鵝鳴散加茯苓
238	K 58	堅中湯
239	K 59	甲子湯
240	K 60	香砂平胃散
241	K 61	香砂養胃湯
242	K 62	香砂六君子湯
243	K 63	香蘇散料
244	K 63-①	香蘇散
245	K 64	厚朴生姜半夏人参甘草湯
246	K 65	五虎湯
247	K 66	牛膝散
248	K 67	五積散
249	K 68	牛車腎氣丸
250	K 69	吳茱萸湯

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
251	K 70	五物解毒散
252	K 71	五淋散
253	K 72	五苓散料
254	K 72-①	五苓散
255	K 73	柴陷湯
256	K 74	柴胡加竜骨牡蛎湯
257	K 74-①	柴胡加竜骨牡蛎湯(黃芩)
258	K 75	柴胡桂枝乾姜湯
259	K 76	柴胡桂枝湯
260	K 77	柴胡清肝湯
261	K 78	柴芍六君子湯
262	K 79	柴朴湯
263	K 80	柴苓湯
264	K 81	三黃散
265	K 82	三黃瀉心湯
266	K 83	酸棗仁湯
267	K 84	三物黃芩湯
268	K 85	滋陰降火湯
269	K 86	滋陰至宝湯
270	K 87	紫雲膏
271	K 88	四逆散料
272	K 88-①	四逆散
273	K 89	四君子湯
274	K 90	七物降下湯
275	K 91	柿蒂湯
276	K 92	四物湯
277	K 93	炙甘草湯
278	K 94	芍藥甘草湯
279	K 95	鷓鴣菜湯
280	K 96	十全大補湯
281	K 97	十味敗毒湯
282	K 98	潤腸湯
283	K 99	生姜瀉心湯
284	K 100	小建中湯
285	K 101	小柴胡湯
286	K 101-①	小柴胡湯(竹參)
287	K 102	小柴胡湯加桔梗石膏
288	K 103	小承氣湯
289	K 104	小青竜湯
290	K 105	小青竜湯加石膏
291	K 106	小青竜湯合麻杏甘石湯
292	K 107	小半夏加茯苓湯
293	K 108	消風散
294	K 109	升麻葛根湯
295	K 110	逍遙散
296	K 111	四苓湯
297	K 112	辛夷清肺湯
298	K 113	參蘇飲
299	K 114	神秘湯
300	K 115	參苓白朮散料

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
301	K115-①	参苓白朮散
302	K116	清肌安蛔湯
303	K117	清暑益氣湯
304	K118	清上蠲痛湯
305	K119	清上防風湯
306	K120	清心蓮子飲
307	K121	清肺湯
308	K122	折衝飲
309	K123	千金鷄鳴散
310	K124	錢氏白朮散
311	K125	疎經活血湯
312	K126	蘇子降氣湯
313	K127	大黃甘草湯
314	K128	大黃牡丹皮湯
315	K129	大建中湯
316	K130	大柴胡湯
317	K131	大半夏湯
318	K132	竹茹溫胆湯
319	K133	治打撲一方
320	K134	治頭瘡一方
321	K135	中黃膏
322	K136	調胃承氣湯
323	K137	釣藤散
324	K138	猪苓湯
325	K139	猪苓湯合四物湯
326	K140	通導散
327	K141	桃核承氣湯
328	K142	當帰飲子
329	K143	當帰建中湯
330	K144	當帰散料
331	K144-①	當帰散
332	K145	當帰四逆加吳茱萸生姜湯
333	K146	當帰四逆湯
334	K147	當帰芍藥散料
335	K147-①	當帰芍藥散
336	K148	當帰湯
337	K149	當帰貝母苦參丸料
338	K150	獨活葛根湯
339	K151	獨活湯
340	K152	二朮湯
341	K153	二陳湯
342	K154	女神散
343	K155	人參湯
344	K155-①	理中丸
345	K156	人參養榮湯
346	K157	排膿散料
347	K157-①	排膿散
348	K158	排膿湯
349	K159	麥門冬湯
350	K160	八味地黃丸料

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
351	K160-①	八味地黄丸
352	K161	半夏厚朴湯
353	K162	半夏瀉心湯
354	K163	半夏白朮天麻湯
355	K164	白虎加桂枝湯
356	K165	白虎加人参湯
357	K166	白虎湯
358	K167	不換金正氣散
359	K168	茯苓飲
360	K169	茯伏苓飲加半夏
361	K170	茯苓飲合半夏厚朴湯
362	K171	茯苓沢瀉湯
363	K172	分消湯
364	K173	平胃散
365	K174	防已黃耆湯
366	K175	防已茯苓湯
367	K176	防風通聖散
368	K177	補氣建中湯
369	K178	補中益氣湯
370	K179	麻黃湯
371	K180	麻杏甘石湯
372	K181	麻杏薏甘湯
373	K182	麻子仁丸料
374	K182-①	麻子仁丸
375	K183	薏苡仁湯
376	K184	抑肝散
377	K185	抑肝散加陳皮半夏
378	K186	六君子湯
379	K187	立効散
380	K188	竜胆瀉肝湯
381	K189	苓姜朮甘湯
382	K190	苓桂甘棗湯
383	K191	苓桂朮甘湯
384	K192	六味地黃丸料
385	K192-①	六味地黃丸

様式第三十九（一）（第七十条関係）

収入
証紙

薬局製剤製造販売届書

製造販売業の許可の種類				
製造販売業の許可番号及び年月日				
名 称	一般的名称			
	販売名	別紙のとおり		
成分及び分量又は本質		薬局製剤指針による		
製造方法		同上		
用法及び用量		同上		
効能又は効果		同上		
貯蔵方法及び有効期間		同上		
規格及び試験方法		同上		
製造販売する品目の 製造所	名称	所在地	許可区分又は 認定区分	許可番号又は 認定番号
原薬の製造所	名称	所在地	許可区分又は 認定区分	許可番号又は 認定番号
備考	薬局の名称			
	許可年月日 年 月 日			
	許可番号			

上記により、薬局製剤の製造販売の届出をします。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 1 「一般的名称」欄は記入する必要ありません。
- 2 「製造販売する品目の製造所」欄の「許可区分又は認定区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 3 「原薬の製造所」欄は記入する必要はありません。
- 4 「備考」欄には、薬局の名称、薬局の許可番号、許可年月日を記載して下さい。

(別表) 承認を要しない医薬品

日本薬局方	吸水軟膏
日本薬局方	親水軟膏
日本薬局方	精製水
日本薬局方	単軟膏
日本薬局方	白色軟膏
日本薬局方	ハツカ水
日本薬局方	マクロゴール軟膏
日本薬局方	加水ラノリン
日本薬局方	親水ワセリン